

## さいたま市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年9月12日付けさいたま市監査委員告示第28号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和6年3月12日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

指摘事項等措置報告書

スポーツ文化局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] スポーツ部 スポーツ振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市多目的広場整備工事（見沼区大字丸ヶ崎）</li> </ul> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する日までに市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>工事完成の手続において、工事完成通知書を課長の決裁で処理しているが、工事完成の通知に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>課内において法に基づく手続きについて周知徹底を行い、建築指導課への事前の通知の提出について失念の無いように注意喚起を行い、再発防止の徹底を図りました。</p> <p>今後につきましては、さいたま市事務専決規程を遵守し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

# 指摘事項等措置報告書

スポーツ文化局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕]                      スポーツ部                      スポーツ振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浦和駒場体育館椅子式階段昇降機修繕</li> </ul> <p>椅子式階段昇降機の設置において、既設のタイル張り階段部に金属拡張アンカーで支柱を固定しているが、支柱を固定するアンカーは、コンクリート部分に35mm以上埋め込むべき設計としていたところ、仕上げ材やモルタル厚を確認すべき試掘等の事前調査を行わず、強度が期待できないタイルや下地モルタルを含めた埋め込み深さで固定しており、支柱の固定に必要な引抜き強度が不足しているおそれがあることから、所要の強度確保を検証したうえで施工すべきである。</p>	<p>受注業者には、所要の強度確保ができる設計のとおり施工するよう椅子式昇降機の撤去・再設置を指示しました。今後につきましては、受注者に対する指導も徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

## 指摘事項等措置報告書

スポーツ文化局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 文化部 大宮盆栽美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市大宮盆栽美術館給排水設備修繕業務</li> </ul> <p>契約事務の手續において、発注者は、条件明示が不明確な仕様書により見積合わせを執行し、施設修繕の着手段階でその事実を把握した。</p> <p>そこで、当該見積合わせの結果に整合するよう、決裁済の契約締結を伺う起案文書に添付していた仕様書とは別の仕様書を作成して差し替え、当該仕様書を添付した施設修繕請負請書を受領していることから、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、適切な事務処理を行うため、契約事務の手引き、施設修繕ガイドブック、さいたま市職員コンプライアンスハンドブック等を活用した館内研修等を通して、職員の意識向上を図るとともに、館内の事務点検を徹底し、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

経済局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 農業政策部 見沼グリーンセンター ・りすの家給湯設備漏水修繕</p> <p>契約相手方の決定に係る事務において、見積合わせの執行が確認できないことから、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱第32条に基づき準用される同要綱第13条及び第15条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱を遵守し、適正な事務処理による見積合わせの執行を行ってまいります。</p>